

No.	⑤-21		R 7 当初予算額 R 6 補正予算額	40,000 百万円 8,000 百万円
事業名	新基本計画実装・農業構造転換支援事業		府省庁名	農林水産省
概 要	老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援。			
支援対象	都道府県、市町村、農業者が組織する団体等	補助率	1 / 2 以内等	
対象事業	1 共同利用施設の再編集約・合理化 老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援。 2 再編集約・合理化の更なる加速化 1 の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援。			
支援内容	1 共同利用施設の再編集約・合理化 乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設等 ※離島振興対策実施地域では、面積要件の緩和を実施。 2 再編集約・合理化の更なる加速化 対象施設は上記と同じ。			
離島での実績	R 6 年度実績なし			
備 考				
担当部署	農林水産省農産局総務課生産推進室			
連絡先	TEL 03-3502-5945			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/saihensinjigyou.html			

No.	⑤-22		R7 予算額	—
事業名	中山間地域活性化資金		府省庁名	農林水産省
概 要	地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、①農林畜水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図る「加工流通施設」②農地、森林等の農林漁業資源を活用した「保健機能増進施設」③農業の担い手の定住化を促進するための「生産環境施設」の整備を促進するための資金			
支援対象	① 中山間地域農林畜水産物を原料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者（中小企業者に限る） ② 農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者（中小企業者に限る） ③ 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業、漁業又は塩業を営む者の組織する法人	補助率 （貸付条件）	・貸付利率(令和7年3月19日現在) ①、②1.45%～2.00% ③1.70% ・貸付限度額 負担額の80%以内 ・償還期限 ①、②15年以内（うち据置期間3年以内） ③25年以内（うち据置期間8年以内）	
対象事業	「支援内容」をご覧ください。			
支援内容	①加工流通施設整備資金 中山間地域農林畜水産物を原料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者が、新商品・新技術の研究開発・利用又は需要の開拓を行うのに必要な施設の改良・造成、取得を促進するための資金 ②保健機能増進施設整備資金 農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者が、体験農園、潮干狩り場等の整備を促進するための資金 ③生産環境施設整備資金 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業、漁業又は塩業を営む者の組織する法人が、農業の担い手の定住化を促進するための多目的研修集会施設等の整備を促進するための資金			
離島での実績	平成28年度：広島県大崎上島町、平成29年度：広島県尾道市 平成30年度：山形県酒田市、長崎県対馬市、令和2年度：長崎県対馬市 令和3年度：長崎県五島市			
備 考	○令和7年度融資枠：160.0億円			
担当部署	農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課			
連絡先	03-6744-2498			
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html			